

社会福祉法人ひだまり福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひだまり福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) この規程でいう特定役員とは、当法人の人事労務・財務・運営等の職務を分掌するなど日常的に経営管理に携わる役員で理事長及び業務執行理事をいう。
- (3) 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。（特定役員である者は除く）
- (3) 非常勤の役員とは、理事のうち、特定役員及び常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|------------|----|
| (1) 特定役員 | 報酬 |
| (2) 常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (4) 監事 | 報酬 |
| (5) 評議員 | 報酬 |

2 前項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員の報酬は日額とし、評議員会の出席等この法人の業務への出席の都度、別表1に定める額を支給する。

- 2 特定役員の理事報酬額は、評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額（別表2）を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については評議員会にて決議する。

- 3 常勤の役員の報酬総額は、評議員会が一人当たりの上限額（別表 3）を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については評議員会にて決議する。
- 4 非常勤の役員に対する報酬は日額とし、この法人の業務への出席の都度、別表 4（1）に定める額を支給する。
- 5 監事の報酬総額は日額とし、この法人の業務への出席の都度、別表 4（2）に定める額を支給する。

（費用弁償）

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（支給の方法）

第6条 特定役員、常勤の役員の報酬等及び費用（旅費を除く。）は、毎月 27 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 評議員、非常勤の役員及び監事の報酬等は、理事会又は評議員会の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

（支給の形態）

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあったときには立替金、積立金等を控除して支給する。

（賠償責任）

第8条 この法人の役員が業務として行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求を提起された場合、この法人の契約する役員の賠償責任保険により対応するものとする。

- 2 賠償責任保険の掛金については、第三者訴訟部分・法人訴訟部分ともに、この法人が契約者となり法人が負担するものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年1月23日から施行する。

別表 1 (評議員の報酬)

| | 日 額 |
|--------------------|----------|
| 評議員会への出席 | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

別表 2 (特定役員への理事報酬)

| 役職名 | 月 額 |
|--------|--|
| 理事長 | 月額 500,000 円/人 を上限として、 評議員会で 決議された額 |
| 業務執行理事 | 月額 400,000 円/人 を上限として、 評議員会で 決議された額 |

別表 3 (常勤の役員報酬等)

| 役職名 | 月 額 |
|-----|--|
| 理事 | 月額 300,000 円/人 を上限として、 評議員会で 決議された額 |

別表 4 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

| | 日 額 |
|--------------------|----------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

(2) 監事

| | 日 額 |
|--------------------|----------|
| 監事監査等への出席 | 10,000 円 |
| 理事会、評議員会等会議への出席 | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |